

CSR を推進することの憲法的要請 ——新たな国際人権保障のために

報告者： 山口 明子

もくじ

はじめに

- 1 「憲法典・権利章典の役割は何であろうか」
- 2 憲法と国際法の関係について論理的検討
 - 2.1 人権分野における国際と国内の透過性
 - 2.2 現状における調整理論の有用性
- 3 CSR 政策がビジネスを制限することの憲法適合性
 - 3.1 CSR 政策の憲法適合性
 - 3.2 営業の自由再考

おわりに

報告の概要

- 報告の射程： ビジネスにおける人権侵害の解消を目的とする。特に国連ラギー・フレームワークが対象とする多国籍企業による人権侵害の問題について
- 憲法問題として捉え直す意義とは何か。
このような国際人権保障の問題について日本国憲法の観点からにどう対応できるのか。
——国際人権条約、国際協調主義を理念に掲げる日本国憲法（前文、98 条）を根拠にこれら人権問題に対して、積極的な政策が期待されるのではないか。

はじめに

- ラギー・フレームワークのおさらい

Protect, Respect and Remedy: a Framework for Business and Human Rights Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises

〈枠組み〉と〈指導原則〉は、三つの柱に支えられている。

- ✓ 国家の義務
- ✓ 人権を尊重する企業の責任

- ✓ 被害者が司法的手段と非司法的手段の両方を通じて、実効的な救済により大きなアクセスを持つことができること

☞ この中で、国家の保護する義務は、国際人権保障制度のまさに中核であるとされる。

国家の義務における広範な防止的措置を焦点とする四つの政策群

- ① 国際投資協定
- ② 会社法と証券規制
- ③ 領土支配、資源あるいは政権それ自体をめぐる紛争によって、影響を受けた地域でのビジネス操業に関するもの
- ④ 各国における政策の断片化の問題
——国家が多国間の組織に参加する場合には、各国における政策の断片化の問題が、そのまま国際的な舞台における問題となる。

〈枠組み〉を提示した 2008 年の報告書より

「保護する義務の一般的な性格それ自体は、政府その他の人権専門家によってよく理解されている。十分に徹底されていないのは、自国及び海外での人権を尊重する企業文化をどのようにはぐくむかなど、国家がビジネス活動に関するこの義務を実行するために、多様な政策を配列していくという分野である。そのことは、政府にとって緊急の政策上の優先課題だと考えられるべきである。」

1 「憲法典・権利章典の役割は何であろうか」

- 江島晶子は、「企業と法創造」掲載論文「経済秩序と『憲法/国際法』」の中で、「憲法典・権利章典の役割は何であろうか」という問いを立て、「多くの憲法典が一定の権利章典を有していることは、国際人権条約の起草において、あるいは、前述した ISO26000 のように全くの非政府組織による標準規格の確定においてさえ、人権という概念が共通に使えるようになる下支えとなっている¹」事実を提示する。
- また、江島は、「経済秩序は、なにによってコントロールされ何によって変化を受け、何によって変えられるのかと見た時に、実は、現在、様々なアクターが、法を使って、あるいは法を使わないで、場合によっては意図的に法を迂回して経済秩序にコミットしている現状がある」という認識のもと、「その中に、確実に『人権規範』は影響を及

¹ 江島晶子「経済秩序と『憲法/国際法』」企業と法創造 8(3), 2012-02 (早稲田大学 21 世紀 COE 《企業法制と法創造》総合研究所) P23

ぼしうるポテンシャルと説得力を持っていると考えられ」ることを再度確認する。そして、「具体的人権規範としては、国際法と憲法が考えられる²⁾」として、根本規範の具体的明示をしている。

国際法・憲法といった国家により権威づけされる規範の存在意義がここで明確になる。

ただし、両者は、「国際法と憲法を切り離して考えるのであれば、憲法の射程範囲と実効性は極めて限定されるし、国際法も実態を伴った下支えを失う危険がある³⁾」ことに、注意が必要である。

2 憲法と国際法の関係について論理的検討

江島先生からの問題提起として、憲法と国際法の関係について論理的検討がされるべきだろう。そこで、人権の下支えであるそれら憲法と国際法の相互関係から、国内法制におけるビジネスと人権という国際人権問題に対処する枠組みを考えてみたい。そこには、グローバル化が進んだ国際社会の中で、両者の構造に変化が訪れたことが指摘される。「国家間の相対的利害関係の契約的調整としての国際法の世界が、多国間での立法的調整に重点を移さざるを得なくなる世界」への構造変化があったのだ。

2.1 人権分野における国際と国内の透過性

奥脇直也は、「人権分野における国際と国内の透過性」と表現する。2005年のジュリスト1299号の「国内制度と国際制度の交錯と相互浸透」という特集の内容は、「国際と国内の法領域を透過して両者の調整を図り、あるいはその抵触の解決を図ろうとする制度」に焦点を当てている。奥脇は、「それらに特徴的なことは、国際と国内の間関係を転軸するイニシアティブの主体が、もはや国家のみではなく、様々な形で非国家的アクターが登場してきているということである。こうした国際法過程の現代における変化は、特に戦後において国際人権保護の制度が導入されたことから始まる⁴⁾」と指摘する。

- 「現代における国際法過程の特質は、伝統的な議論におけるように国際法と国内法を異なる法領域に分解して、それぞれに異なる紛争解決基準を設定することでは、個人の

²⁾ 江島 同 P26

³⁾ 江島 同 P26

⁴⁾ 奥脇直也「現代の国際法過程における国家、私人、国際制度」(ジュリスト No.1299 2005.10.15) P3

地位の安定性や国境を超える活動の予測不可能性を著しく阻害する結果国際社会が実現しようとする共通利益を十分に実現できないところにある⁵。」

- ☞ 「従来国家が国家間の紛争の発生を回避すべく国際法と国内法の抵触を調整してきたのに対して、現代では国家はまさにそうした調整を義務として果たすことによって国際社会の安定した秩序の維持に積極的に参加することを求められている⁶。」
- ☞ 「国家間の相対的利害関係の契約的調整としての国際法の世界が、多国間での立法的調整に重点を移さざるを得なくなる世界である。それ故そうした立法的調整を図る場としての国際組織が数多く創設され、また多国間条約が増大しかつその履行確保の手続きが整えられるようになる⁷。」

すなわち、ラギー・フレームワークが要請する通り、国際社会で国家に求められる役割は、国際社会の安定した秩序の維持に積極的に参加することで、そのために国内の調整が義務とされるのだ。その意味で、今のような国際法と国内法の間がある中で、両者を相互に平等・独立・無関係の法体系とする二元論では明らかに対応できなくなっている。二元論では、国内法は国際法を一般的に受容してはならず、相互に相手の法秩序を直接に適用すべき義務を負わない。これでは、国際関係がより緊密になった今日において、国際社会の安定した秩序の維持が図れないことになりかねない。

2.2 現状における調整理論の有用性

その点、問題解決のためには現在有力説となりつつある調整理論が、現代のグローバル化した国際経済秩序において、有効に対応できるのではないかと考える。

● 調整理論（山本草二による）

「国際法と国内法が同時に作動する共通分野は実在せず、それぞれは別個の固有分野で再考であって、法規範体系そのものとしての抵触も優劣関係も生じない。しかし、国家が国内で国際法上の義務に適合する行動を取れないなど、『義務の抵触』は生じうる。その結果として、少なくとも国際面では、国際違法行為に対する国家責任の追及という形で国際法上の調整（coordination）が行われるにとどまり、国際法上の義務と抵触する国内法令を当然に無効にしたり廃棄しうるものではない、という⁸」

- ☞ この等位理論の出現を契機にして、国際法と国内法の相互抵触については、法規

⁵ 奥脇 同 P3

⁶ 奥脇 同 P3

⁷ 奥脇 同 P3

⁸ 山本草二『国際法（新版）』（有斐閣 1994年）P86

範体系の問題ではなく、むしろ各国の裁判所その他の国家機関による実行を重視すべきである、という考えが学説上も有利になってきた。

- ☞ 国際法と国内法の間が生じた義務の抵触をどのような内容として判断し、いずれを適用可能な実定法として選定し、これを調整するかは、原則としてその国の国内法上の実行に従う、という理由である。

このような調整理論は、国家政策としての CSR 推進のために役立つのではないだろうか。つまり、国際法と国内法は全く無関係の独立の法体系ではなく、相互に依存し、補完しあう関係にあるのであって、ビジネスと人権への国連アプローチもその中のひとつととらえる。ただし、指導原則自体は条約ではないから、もちろん国際法による義務が発生するものではない。しかし、これら文書は、国が国際人権を保障しようとするときに大いに助けになるものとして成文化されたものだ。日本国憲法が保障しようとする人権課題への対応として CSR 政策を推進しようとする際は、国際人権保障を補完するものとして「指導原則」や「枠組み」を活用することが可能だ。この問題への理解を深化させつつ、次第に国内での取り組みに移行させていくことが大いに考えられるのではないか。江島先生が国際法と憲法が人権の下支えとなる、という意味でこれら文書の重要性は大きいといえよう。

3 CSR で企業の営業の自由を制限することの憲法適合性

CSR を推進するには、一方で企業の営業の自由を制限することになる。

- ・ その際、どのような目的で憲法適合性がみとめられるのか
- ・ また、憲法上の営業の自由とはどのように定義されるものであったかを確認する。

3.1 CSR 政策の憲法適合性

一般的に職業選択の自由は、「公共の福祉に反しない限り」、

- ① 主として国民の生命及び健康に対する危険を防止もしくは除去ないし緩和する目的（消極目的）
- ② 福祉国家の理念に基づいて、経済の調和のとれた発展を確保し、特に社会的・経済的弱者を保護する目的（積極目的）

から、規制を受ける人権と考えられている。

- ※ 精神的自由権（思想・良心の自由等）と比べて、より強度の規制を受けるものと解されている。

このような憲法適合性の観点からすれば、企業の経済活動の自由を制限してでも国際人権を尊重しようという目的は、この条件に十分かなうものと考えられる。とくに、たびたび発生するビジネス内の人権侵害の中には、生命・健康に対する深刻な侵害状況が存在する。これは、人権のミニマム・スタンダードの課題として優先して取り組むべきものだ。

3.2 営業の自由再考

そもそも、この営業の自由とはどのような意味を持っていたか。

- 「職業選択の自由とは、自分の従事すべき職業を決定する自由をいう。その職業を行う自由（営業の自由）をも含む」（宮沢俊義 通説）
- 今村成和
経済的自由とは「第一は、国家権力からの自由である。この意味では、国家権力は、個人の経済活動に対し干渉しないことが要求される。したがってそれは、形式的に、万人に対し平等に保障される自由である。この自由は…稀代国家の成立に際し、人権として追及され、自由放任主義の法的支柱となった⁹」とされる。
（『営業の自由』と憲法および独占禁止法——岡田与好氏の批判に答える」より）

これらの通説的見解に対して、

- 岡田与好は、通説である人権としての「営業の自由」を否定する。
「歴史的には对国家的な権利としての人権に起源があるのではなく、強制権力をもった民間の中間団体からの営業の自由を保障しようというのが起源であった¹⁰」という。
☞ 「それを人権としてではなく、自由な諸個人が形成する『社会関係の資本制的な規制原理』としてとらえなおすことの必要性」を主張する。

⁹ 今村成和 『営業の自由』と憲法および独占禁止法 ——岡田与好氏の批判に答える』（公正取引 236号 1970年）P20

¹⁰ 岡田与好 「Ⅲ資本主義と営業の自由」『資本主義の形成と展開 1 資本主義と営業の自由』（東京大学出版会 1972年）P87 「すなわち、自由放任主義は、市民革命以後の、近代国家の成立以後のいわゆる重商主義＝保護主義体制に対する批判体系として展開されたものであって、それゆえ、自由放任主義の体制が、世界史的には、近代ブルジョア的社会体制の一重商主義段階に続く一新たな段階を画するものであるということ」

そうだとすると、最大限尊重されるべき「人権」としての扱いではなくなる。

- また、この流れで岡田は、国家の経済政策に重要な指摘を提示する。

「国家的干渉によって国家が選択したものは何であるか、と同時に、国家的不干渉によって国家が選択したものが何であるかを問うことが、経済的自由の具体的内容一及びその変化一とその歴史的意義・役割を把握するための基礎前提なのである¹¹。」

さらに、岡田はゲルボーンの言説を引用する。

「自由放任とは『手を触れるな!』という主義であると定義された。しかしある皮肉な批評家が言ったように、それは問題を未解決のまま残す。すなわち『誰の手を誰に触れないのか?』という問題を解決しないのである。真実は…州が干渉しないのは、州が干渉するのとまったく同様に確実に選択を行っているのだ、ということである¹²」。

EU 諸国と比較して、国連の指導原則に無関心な姿勢を見せている日本にむけた暗示ともとらえられそうな一説である。

現在の日本政府による取り組みを概観すると、全体的に CSR の定義をいまだ「企業の任意による社会貢献活動」ととらえているようだ。ラギー・フレームワークが要求する 3 本の柱の一つとなる「政府のイニシアチブ」という重要な要素には、(意図的か、そうでないか不明だが、) 政府発行の資料の中には言及が見当たらない。しかし、国連主導でビジネスと人権の問題解決に動き出している中、もし、今後も日本政府がこの問題に効果的なアクションをとらないのであれば、上記ゲルボーンの論理でいけば、それは「ビジネス上に起こる人権問題を積極的に解決しない」政策を選択したことになるろう。

おわりに

- **EU 諸国による CSR 推進のための取り組み**

すでに金子さんによる論文「CSR に対する政府の関与 —ヨーロッパ各国の CSR 政策を素材として—」により明らかにされるとおり、ヨーロッパでは、早くも EU による CSR を推進する政策文書¹³を発行しており、各国はそれに従って国内での CSR 推進のため政策の

¹¹ 岡田 同 P87

¹² 岡田 同 P87

¹³ EUROPEAN COMMISSION , Brussels, 25.10.2011 COM(2011) 681 final .

実施がされている。この背景には、ヨーロッパ経済の活性化という目的も大きいという。国家によるイニシアチブによる CSR 推進政策は、ラギー・フレームワークの趣旨を大いに理解するものとして評価することができる。

また、この文書中で、ヨーロッパの CSR を推進するために十分一貫性を持つべき枠組みとして、今回の報告の基礎となったラギー・フレームワークによる指導原則や GC などが明確に掲げられている¹⁴。

● 日本による CSR 推進のための取り組み

最近の国内政策を知るために、政府発行の資料¹⁵を一部概観すると、問題が顕在化してきた。ラギー・フレームワーク 3 本の柱の一つ「国の保護義務」部分が欠落した状態といえるのではないかということだ。たとえば、経産省発行のパンフレットの中で、CSR 推進のために掲載されている規範的文書は、誰かが作ったものを紹介するにとどまっている。経産省自ら文書化した規範や原則は見当たらなかった。これらを、ラギー・フレームワークの観点からみると、政府のイニシアチブとしてあまりにも消極的であるといえる。

また、外務省が毎年発行する外交青書のなかで紹介される CSR は、この 10 年文章自体もほとんど変えずに、NGO と協力して海外で社会貢献事業をしているケースがあることを短く言及するのみだった。外務省においても、CSR は企業任意の社会貢献としかみられていない。CSR を通して国際人権問題を解決しようとは少しも考えていないようだ。ちなみ

COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS , A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility

¹⁴ 同上 3.2. Internationally recognised principles and guidelines そのほかの文書として、

- ・ The recently updated OECD Guidelines for Multinational Enterprises,
- ・ the ILO Tri-partite Declaration of Principles Concerning Multinational Enterprises and Social Policy

¹⁵ 「社会的責任に関連する各府省庁の取組例」安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会事務局

〈http://www5.cao.go.jp/npc/sustainability/research/files/071011/071011_srken_doc2.pdf〉 (visited 17/02/2016)、

「経済産業省 平成 26 年度総合調査研究 企業の持続的成長に向けた競争力の源泉としての CSR の在り方に関する調査」

〈http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000491.pdf〉 (visited 17/02/2016)、

「『CSR』で会社が変わる、社会が変わる」(公益財団法人 人権教育啓発推進センター 平成 25 年 8 月)

〈http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken_pamf/download/130821keiei.pdf〉 (visited 17/02/2016)等

に、GCについては10年間記載が全くなかった。